

## 2024 年合格目標 1 次養成答練『企業経営理論』

### 問題・解答解説 正誤に関するお詫び・ご連絡

2024 年合格目標 1 次養成答練「企業経営理論」につきまして、問題・解答解説に正誤がございます。誠に申し訳ございませんが、ご確認の上、訂正いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

正誤の内容は下記の通りです。

| 更新日  | 教材／ページ・行           | 誤  | 正   |
|------|--------------------|--|---|
|      | ■1 次養成答練 問題        |  |   |
| 11/7 | P17<br>第 21 問<br>イ | イ 使用者は、業務上負傷した労働者が療養のために休業する期間であっても、 <u>打切補償を支払う場合</u> 、解雇することができる | イ 使用者は、業務上負傷した労働者が療養のために休業する期間であっても、 <u>療養開始後 3 年を経過しても傷病が治らない場合において、平均賃金の 1,200 日分の打切補償を支払うことにより、解雇することができる。</u> |

※第 21 問は問題の前提に誤りがあったため、全員正解として採点処理いたします。

| 更新日  | 教材／ページ・行           | 誤                       | 正  |
|------|--------------------|-------------------------|--|
|      | ■1 次養成答練 解答・解説     |                         |  |
| 11/7 | P16<br>第 21 問<br>イ | ① <u>使用者が打切補償を支払う場合</u> | ① <u>業務上負傷した労働者が療養開始後 3 年を経過しても傷病が治らない場合において、使用者が打切補償（平均賃金の 1,200 日分）を支払った場合</u> |

※教材に関して正誤箇所が出た場合は、TAC WEB SCHOOL のマイページ「[正誤情報](#)」に正誤表を掲載いたしますので、随時ご確認いただきますようお願いいたします。